

いじめ防止の基本方針

筑後市立筑後北中学校

1 いじめの防止の基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止への取組は、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするために、推進していかなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめについて理解できるようにしなければならない。

2 組織

次の委員会を開催する。ただし、緊急を要する事案が生じた場合は別途召集する。

○生徒指導委員会（毎週1回開催）（教育相談委員会を兼ねる）

校長・教頭・生徒指導主事・学年担当各1名、養護教諭、生徒支援加配，S C

3 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。

※ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

※ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・携帯電話やスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・けんか 等

4 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

したがって、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5 いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本は、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出すことが期待される。

(1) 未然防止

① いじめについての共通理解を図る

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

・人権コーナーの設置、ポスターの掲示をして、生徒への人権啓発を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などで社会性を育み、共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決したり、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断したりするコミュニケーション能力を育てる。

道徳教育の充実を図り、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合えることが出来るようにする。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり、学級や学年、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが大切である。また、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。特に配慮が必要な生徒には、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対し必要な指導を行う。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍できたり、他者の役に立っていると感じ取ることができたりする機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも必要である。

⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒会活動など、生徒自らがいじめの問題について学び、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築などに努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

いじめ早期発見のための措置

・休み時間や放課後の生徒の様子に目を配ったり、生活ノート等から交友関係や悩みを把握したりする。

・毎週、生徒指導委員会を開催し、生徒の情報交換を行う。

・相談ポストの設置（事務室前）

・生活アンケートの実施（毎学期）、**いじめに特化したアンケートの実施（月1回）**

・教育相談週間（毎学期）

・保護者用アンケートの実施

・保護者及び地域に対し、学校の基本方針を周知し、PTAの協力を得るための広報啓発を行う。

6 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

※いじめの発見から事実確認、及び指導の経過は明確に記録する。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず組織的に対応する。もし、学校がいじめの生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
・教職員が得たいじめの情報は学校内で確実に情報共有を行う。これを行わない場合、その教職員は法の規定に違反する。

②いじめられた生徒・保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。また、生徒の個人情報やプライバシーには十分に留意する。

家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える、いじめられた生徒の安全を確保する。

③いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員で組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

④いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

⑤ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑥いじめの「解消」の定義

いじめが解消されたと判断する基準は、「いじめに係る行為が止んでいること」(少なくとも3か月)、「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」(面談等により確認)とする。

⑦その他の留意事項

○組織的対応

校長を中心に全教職員が共通理解を図り、協力して指導にあたる。また、必要に応じて、関係機関と連携を図る。

○校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

○学校評価

いじめ防止の取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）については、学校評価項目に位置づける。

○地域や家庭との連携について

地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

7 重大事態への対処

重大事態とは、次の①②の事態である。

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀くされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態の調査

重大事態の調査を行ったときは、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。

(2) 重大事態の報告

筑後市教育委員会へ事態発生について報告する。

(3) 調査主体

重大事態が発生した場合には、直ちに筑後市教育委員会に報告し、調査を行う主体について判断する。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、委員会が主体となっていく場合がある。

(4) 調査を行うための組織

重大事態であると判断したときは、調査を行うため、速やかに、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で調査組織を設ける。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し調査する。

(自殺の背景調査における留意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構想することを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。